

尼崎市からのお知らせ

【障害児通所支援・障害児相談支援】

尼崎市 福祉局 法人指導・障害福祉担当部 法人指導課

- 1. 運営指導における主な指摘事項及び留意事項
- 2. 虐待防止の更なる推進
- 3. 身体拘束の適正化
- 4. 感染症対策の強化
- 5. 業務継続に向けた災害等への対応力の取組の強化
- 6. 安全管理
- 7. 個別支援計画の作成
- 8. 支援プログラムの策定
- 9. その他の留意事項
- 10. 障害児相談支援について
- 11. 指導監査結果の公表
- 12. あましえあについて

【人員に関する基準】

O配置基準

- ・指定基準に定められている従業者の員数を配置していない又は必要な時間数配置していない。
 - ⇒ 欠如している職種により人員基準欠如減算の適用となる場合がありますので、 人員基準を満たしているかどうかの確認を行ってください。

人員基準欠如減算の対象とならない職種もありますが、**人員基準欠如減算の有無にかかわらず、「人員基準違反」**となりますので、必要な従業者の配置に向けた改善の取組が必要です。配置の見込みがない場合は休止・廃止の検討をお願いします。

なお、**人員基準欠如が継続すると、「人員基準違反」に該当するものとして、指定取消等の対象となる**ことがありますので、適正な配置をお願いします。

- ※新規指定後、利用者等がいない場合であっても従業者の配置が必要です。
- ・令和元~3年度の間に基礎研修受講者を対象としたみなし配置をしている児童発達支援管理責任者が、期限までに実践研修を修了していない。

○勤務体制の確保

・勤務表において、**日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、兼務関係**等の記載がないなど、 勤務体制が明確にされていない。

【運営に関する基準】

〇運営規程等の記載

・運営規程及び重要事項説明書に記載している内容が実態と異なっている。

〇個別支援計画に係る業務

- ・個別支援計画の作成に係る一連の流れが適切に実施されていない。
- ・個別支援計画が作成されていない、定期的に個別支援計画の見直しが行われていない。
 - ⇒ 上記の場合、**個別支援計画未作成減算**に該当する場合があります。(P.18,19参照)

O秘密保持等

- ・従業者(退職後も含む。)が、正当な理由がなく、業務上知り得た障害児又はその家族等の秘密を 漏らすことがないよう、適切な措置を講じていない。
- ・他の事業者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供するに当たって、当該障害児又はその家族等から、あらかじめ文書による同意を得ていない。
 - ⇒ 従業者による個人情報の漏洩の禁止にかかる措置として、就業規則への規定、誓約書を 徴取するなどの方法があります。(**退職後も適用となる内容**にしておいてください。) 業務上、個人情報を持ち出す場合は、個人情報の盗難、紛失などにも留意してください。

【運営に関する基準】

〇苦情対応

・苦情を受け付けた場合、当該苦情内容の記録を残していない。

〇職員の研修

- ・事業所の従業者の職務内容、経験等に応じて研修の実施計画を作成していない。
- ・実施した研修の記録(研修資料を含む。)を残していない。

Oサービスの質の評価

- ・自ら提供するサービスの質の評価が実施されていない。評価結果を公表していない。
 - ⇒ 自己点検等を実施して課題を見いだし、改善していく取組を実践してください。 また、その結果について、ホームページや事業所内への掲示などによる公表に努めてください。

〇掲示

- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選 択に資すると認められる重要事項を掲示していない。
 - ⇒ 掲示に代えて、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることも 可能です。

【運営に関する基準】

○給付費等の額に係る通知等

・法定代理受領により市から給付費等の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対して、当該 通所給付決定保護者に係る給付費等の額を通知していない。

〇定員の遵守

- ・利用定員を超えて受け入れた日が多数あり、やむを得ない事情が確認できない。
 - ⇒ 定員を遵守し、受け入れ数の適正化を図ってください。

「災害・虐待その他やむを得ない事情」に該当しない、定員を超えた利用者の受入れは、「運営基準違反」です。 減算にならない範囲であれば受け入れてよいというものではありません。定員超過利用となる場合、やむを得な い事情を記録し、日々の利用者数に応じた従業者の配置が必要な事業は、適切な人員配置を行ってください。

〇事故発生時等の対応

- ・事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めていない。
- ・事故発生時等において、管理者に報告され、改善策が従業者に周知される体制が整備されていない。
- ・定期的に、事故発生又はその再発防止について、会議や従業者に対する研修が行われていない。

【運営に関する基準】

Oハラスメント対策

- ・職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置が講じられていない。
- ・ハラスメントにかかる相談等に応じ、適切に対応するための窓口の設置やその周知がされていない。
 - ⇒ 利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止についての取組を行うことが 望ましいです。
 - (参考) 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針

O非常災害対策

- ・非常災害に関する具体的計画(消防計画及び風水害、地震等)を立てていない。
- ・非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に従業者に周知していない。
- ・定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていない。
 - ⇒ 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。
 - ※その他、消防法の規定により、消防用設備点検や防火管理者の選任等が必要となる場合がありますので、 消防法等の遵守をお願いします。

【報酬に関する基準】

〇基本報酬

- ・提供したサービスの具体的な記録が作成されておらず、サービス提供の有無が確認できない。
- ・サービスの提供の記録と報酬請求の回数が異なっている。
 - ⇒ 報酬の請求に当たっては、サービス提供の実態に即して行う必要があります。
 事業者は、適正なサービスの実施を確認の上、請求を行うようにしてください。
 請求後に、請求誤りに気付いた場合は、事業所自らが過誤調整の手続きを行ってください。

適正なサービスを提供しているかどうか、サービス提供の実施状況の把握などは、指定基準により児童発達 支援管理責任者の責務として規定されています。

適正なサービスを提供しているか、サービス提供記録など適切に作成されているかの確認をお願いします。 なお、実際はサービス自体が行われていない場合、定員超過減算に該当しないよう実際に提供した日とは別 日で請求している場合などは「不正請求」に該当するものとして、指定取消等の対象となります。

【報酬に関する基準】

〇加算・減算

- ・加算要件を満たす人員を配置していない、又は、配置されているか明確でない。
 - ⇒ 事業者は、加算ごとに定められた算定要件を満たした上で、加算を算定する必要があります。 特に、従業者の配置や資格が加算要件に含まれる場合は、従業者の退職等により算定要件を 満たさなくなる場合もありますので注意が必要です。毎月、配置や資格要件等を満たしてい るかどうか、確認を行うようにしてください。 請求後に、請求誤りに気付いた場合は、事業所自らが過誤調整の手続きを行ってください。 その他、会議・研修の開催、利用者等への相談援助、医療機関等との連携など、各加算の算定 要件を満たしていることが分かる記録を作成し、保管することが必要です。
- ・減算すべき事由に該当しているが、減算せずに請求している。
 - ⇒ 減算については、基準違反を未然に防止し、適正なサービス提供の確保等を目的に設けられた仕組みです。サービスごとで減算事由は異なりますので、運営している事業について、どのような減算事由があるのか、減算事由に該当していないか、改めて確認をお願いします。

加算要件を満たしていないことを把握しながら請求している、減算事由に該当していることを把握しながら 減算を行わずに請求しているなど、解釈誤りや極めて事務的な誤りと認められない場合は、「不正請求」に 該当するものとして指定取消等の対象となります。

<定員超過で受け入れた場合の職員配置について>

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの人員基準(主として重症心身障害児以外の事業所)

児童指導員又は保育士の員数について、次のとおり定められています。

児童発達支援管理責任者を配置に 含めることはできません!

- ・1人以上は、常勤でなければならない
- ・単位ごとにその提供を行い時間帯を通じて、 。○ 専ら当該サービスの提供にあたる児童指導員又は保育士の合計が、次のイ又は口に定める数以上
 - イ 障害児の数が10までのもの 2以上
 - ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

定員超過により11~15人の障害児を受入れる場合、基準配置職員は「3」必要ですが、「2」の配置としており、人員基準欠如となっている事例が見受けられます。この場合、児童指導員等加配加算などの要員となっている人員を基準配置職員とみることで、当該加算の要件(加配職員:常勤 or 常勤換算方法1以上)を満たさなくなることがあり、児童指導員等加配加算などの過誤調整となりますので、ご留意ください。 基準配置職員とみることができない場合は、人員基準欠如減算に該当し、過誤調整が必要となることもありますので、ご留意ください。

2. 虐待防止の更なる推進

指定障害児通所支援事業者は、

障害児又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、 常に障害児等の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

従業者は、障害児に対し、

児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為

その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為

- (1)児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- 、 (2)児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- (3)児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による(1)、(2)又は(4)に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- (4)児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

2. 虐待防止の更なる推進

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な(年1回以上)開催及び従業者への周知徹底
- ⇒ 委員会の役割については、次のとおりです。
 - ・**虐待防止のための計画づくり** (虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)
 - ・虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等)
 - ・**虐待発生後の検証と再発防止策の検討** (虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行) なお、法人単位での設置、身体拘束適正化検討委員会と一体的な設置・運営は可能です。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施
- ⇒ 研修は**定期的に年1回以上実施**するとともに、**新規採用時には必ず実施**してください。
- ③ 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者の選任
 - ※虐待防止のための指針を作成することが望ましいです。
 - ※運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を盛り込む必要があります。

次の項目を定めた指針の作成が望ましい

- ア 事業所における虐待防止に関する基本 的な考え方
- イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に 関する事項
- ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の 方策に関する基本方針
- オ 虐待発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他虐待防止の適正化の推進のため に必要な基本方針

上記の措置が講じられていなければ、虐待防止措置未実施減算に該当

3. 身体拘束の適正化

サービス提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行ってはならない。

<例外的に行う場合の要件>

次の**3つの要件をすべて満たす**ことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。

切迫性・・・利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

やむを得ず身体拘束等を行う場合には・・・

その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

上記の記録がなければ、身体拘束廃止未実施減算に該当

3. 身体拘束の適正化

身体拘束等を適切に行うためには必要な記録を行うことが必要であるとともに、 次に記載の**身体拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならない。**

- ①**身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年1回以上開催**するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - ⇒ 委員会における具体的な対応は次のことが想定されます。
 - ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること
 - イ 従業者は身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アに従い、身体拘束等について報告すること
 - ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること
 - エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該 事例の適正性と適正化策を検討すること 「xo Mark to the contract of the c
 - オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること

②**身体拘束等の適正化のための指針を整備**すること

カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること

- 次の項目を定めた指針の作成が望ましい
- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- |オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- 力 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- ③従業者に対し、**身体拘束等の適正化のための研修**を定期的に(**年1回以上**)実施すること

上記の措置が講じられていなければ、身体拘束廃止未実施減算に該当

4. 感染症対策の強化

① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**の 定期的な(**6月に1回以上**※)開催

※障害児通所支援は、3月に1回以上の実施

障害児通所支援は、 **食中毒**についても盛り込むこと!

② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。(各事業所必要な項目を規定)

[平常時の対策]

事業所内の衛生管理(環境整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚にふれるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等

「発生時の対応」

発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、 行政等への報告等

※事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制の整備・明記も必要です。

(参考) 障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染症対策マニュアル

- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための**研修**を 定期的に(**年1回以上***)実施
- ④ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための**訓練**を 定期的に(**年1回以上**※)実施

※障害児通所支援は、 年2回以上の実施

5. 業務継続に向けた災害等への対応力の取組の強化

- ① **感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定**し、当該業務継続計画に従い**必要な措置**を講じる。
- ⇒ ●感染症に係る業務継続計画
 - ・平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
 - •初動対応
 - ・感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)
 - ●災害に係る業務継続計画
 - ・平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
 - ・緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
 - ・他施設及び地域との連携
- (参考) 障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン
- ② 従業者に対し、**業務継続計画について周知**するとともに、必要な**研修(年1回以上)** 及び訓練(年1回以上)を定期的に実施
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更
 - ①の措置が講じられていなければ、令和7年4月1日から業務継続計画未策定減算に該当

6. 安全管理

〈安全計画の策定等〉

安全計画とは・・・

事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活 その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する 事項についての計画

- ① 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、**事業所ごとに安全計画を策定**し、当該安全計画に従い 必要な措置を講じなければならない。
- ② 事業者は、**従業者に対し、安全計画について周知**するとともに、**研修及び訓練を定期的に実施**しなければならない。
- ③ 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、**保護者に対し、安全計画** に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- ④ 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(参考) 障害児支援における安全管理について(令和6年7月4日こ支障第169号 こども家庭庁支援局長) 障害支援の安全管理に関するガイドライン(令和6年7月) 16

6. 安全管理

<自動車を運行する場合の所在の確認・安全装置の装備>

- ① 障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認すること
- ② 障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該**自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を装え、これを用いて、①の所在の確認(障害児の降車の際に限る。)**を行うこと
 - ※運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらにより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものは除きます。

送迎等に当たっては、所在確認を必ず行い、記録に残してください。

(参考)教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備の徹底について(令和6年3月22日付け事務連絡)

7. 個別支援計画の作成

児童発達支援管理責任者は、個別支援計画にかかる次の業務を行わなければならない。

- ・障害児及びその家族に面接して、アセスメントを行うこと
- ・個別支援計画の原案を作成すること
- ・サービスの提供に当たる**担当者等を招集し、会議**を開催し、原案の内容の意見を求めること
- ・原案の内容について、**障害児及びその家族に対して説明し、文書による同意**を得ること
- ・個別支援計画を**保護者及び相談支援事業所に交付**すること
- ・利用者及びその家族に面接して、モニタリングを行い、記録すること
- ·定期的に(6月に1回以上)個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと

個別支援計画には、障害児及びその家族の生活に関する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、5領域との関連性及びインクルージョンを踏まえたサービスの具体的内容(行事や日課等も含む。)、サービスを提供する上での留意事項等を記載する必要があります。

また、報酬改定により、サービス提供時間に応じた報酬を算定することとなったため、**標準的なサービス提供時間をあらかじめ個別支援計画において定める必要**があります。

7. 個別支援計画の作成

次のいずれかに該当する場合は、個別支援計画未作成減算に該当します。

該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき、減算となります。

- ① 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと
- ② 指定基準に規定する**個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない**こと

(算定される単位数)

- ·減算が適用される月から3月未満の月については、所定単位数の70%とする。
- ・減算が適用される月から連続して3月以上の月については、所定単位数の50%とする。

制度改正により、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、事業者に対し、障害児と保護者の意思を尊重するための配慮を求めるとともに、児童発達支援管理責任者に対し、

- ① 個別支援計画の作成に当たり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮すること
- ② 業務を行うに当たり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めることを求める規定が新設されています。

(参考)

- ・令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点 及び記載例について(令和6年5月17日付け事務連絡)
- ・児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)
- ・放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)

8. 支援プログラムの策定

事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえたサービスの確保並びにサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、

サービスの提供に当たっては、

心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

※5領域とは・・・「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」

「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

事業者は、事業所ごとに**支援プログラム(5領域との関連性を明確にしたサービスの** 実施に関する計画)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

支援プログラムの公表方法・公表内容について、市への届出がない場合、 令和7年4月1日から支援プログラム未公表減算に該当

(参考)

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて(令和6年7月4日付け事務連絡) 児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

9. その他の留意事項

1 情報公表未報告減算の新設

児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合、減算に該当します。

2 自己評価・保護者評価

自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、事業所の従業者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととされました。また、事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価と保護者評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととされています。

(参考) 障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて(令和6年7月4日付け事務連絡)

3 インクルージョンの推進

併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組について個別支援計画において 具体的な取組等について記載及びその実施

10. 障害児相談支援事業について

障害児相談支援の業務が適切に行われていない(次の(1)~(4)に該当する)場合は、 **所定単位数は算定できません**。

- (1)計画の作成に当たってのアセスメントに係る**利用者の居宅等への訪問による利用者及びその** 家族との面接等を行っていない場合
- (2)計画案の利用者又はその家族への説明並びに文書による同意及び交付を行っていない場合
- (3) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取を行っていない 場合
- (4) モニタリングに係る**利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族との面接等を行っていない場合**又は当該モニタリング**結果を記録していない場合**

11. 指導監査結果の公表

本市が実施した指導監査結果を尼崎市ホームページにて公表しています。

「尼崎市ホームページ」

トップページ > 産業・ビジネス> 各種事業者の方へ> 社会福祉法人・社会福祉施設等

> 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査結果について

> 社会福祉法人・社会福祉施設等指導監査結果について(令和元年度以降)

※「市報ID・ページ番号検索:1024029」

各年度ごとに、指摘事項の代表事例を掲載しています。

令和6年度に行った指導監査結果については、令和7年6月頃に掲載予定です。

12. あましえあについて

尼崎市地域情報共有サイト「あましぇあ」

- ⇒ 地域資源・介護・医療・障害福祉データーベースを構築し、 2つのサイトで情報発信を行っています。
- ①住民向け情報検索サイト【あましぇあ】
- ②関係者向け情報発信サイト【あましぇあ(関係者用)】
 - ・ID、パスワードを入力し、関係者のみ閲覧可能(ID等は各事業所宛てに通知済み)
 - ・尼崎市やサイト運営者から本事業の関係者への情報発信サイト

障害福祉サービスに関する市からのお知らせや国の通知等については、令和4年度より各事業者宛てのメールやFAXによるお知らせから、「あましぇあ関係者用サイト」のお知らせ欄での発信に移行しています。

未登録の事業所は、初期登録の手続きをお願いします。 (IDなどの問い合わせ:障害事業所指定担当(06-6489-6522)へ)